

審議会等の会議録	
会議の名称	平成26年度 第2回座間市都市計画審議会
開催日時	平成26年11月12日(水) 14時00分～16時00分
開催場所	座間市役所 5階 第1会議室
出席者	山本会長 稲垣副会長 竹田委員 伊藤委員 守屋委員 大塚委員 井上委員 有山委員 渡部委員 高野委員 沼田委員 川崎委員 (欠席) 加藤委員 倉持委員 渡慶次委員
事務局	小侯副市長 関田都市部長 山口次長兼道路課長 浅黄都市計画課長 中里技幹兼都市計画係長 小山副技幹 宮川主事 片野主事補
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 傍聴人数 0名
非公開・一部公開した理由	_____
議題	座間市都市計画生産緑地地区の変更(案) 報告事項 第7回線引き見直しについて
資料の名称	○ 座間市都市計画生産緑地地区の変更(案)について-資料1 ○ 第7回線引き見直しについて-資料2
会議の内容 ※会議次第及び発言要旨等	<p>事務局 それでは、定刻となりましたので、ただ今から 座間市都市計画審議会を開催させていただきます。 本日は、各委員さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。 お手元の、次第に基づきまして、進めさせていただきます。 それでは、今回、市議会役員の改選、農業委員会役員の改選により、市議会選出委員さんおよび、農業委員会選出委員さんの変更がございました。 ただ今から、副市長より委嘱状の交付をさせていただきます。お名前をお呼びしますので、自席で、お受け取りいただきたいと思ひます。 副市長お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(委嘱状の交付)</p> <p>事務局 ありがとうございます。なお、委員の任期は座間市都市計画審議会条例第3条第2項の規定により前任者の残任期間となりますので、平成26年11月19日までとなっておりますので、短い期間ですがよろしく願ひいたします。 ここで、新たに委員となられた五人の方に、自己紹介をお願いいたします。それでは、はじめに竹田委員お願いいたします。続いて、伊藤委員、守谷委員、稲垣委員、最後になりましたが、井上委員お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(自己紹介)</p> <p>事務局 ありがとうございます。 次に、本日の委員さんの出席状況について報告をさせていただきます。加藤委員さん倉持委員さん渡慶次委員さんにつきましては所用により欠席との連絡を受けております。</p> <p>事務局 現在のところ出席は、15名中12名で定足数に達しております。従いまして座間市都市計画審議会条例施行規則第5条第3項により、本日の審議会は成立いたしますので、ただ今から、座間市都市計画審議会を進行させていただきます。</p>

<p>会議の内容 ※会議 次第及び発言要旨 等</p>	<p>事務局 始めに、副市長及び当審議会、会長であります山本様よりご挨拶をお願いいたします。副市長よりお願いいたします。</p> <p>(副市長あいさつ)</p>
	<p>事務局 ありがとうございます。続いて、山本会長をお願いいたします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
	<p>事務局 ありがとうございます。次に、副会長でありました中澤前委員さんが市議会役員の改選により辞任されましたので、ただ今、副会長が空席となっております。従いまして、ここで、改めて都市計画審議会副会長の選出が必要ですので、会長の進行により選出をお願いいたします。</p>
	<p>会 長 都市計画審議会の副会長さんは慣例によりまして、都市計画審議会条例第3条第1項第1号の市議会委員さんより選出いただきたいと思えます。どなたか立候補される方、または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(立候補者・推薦者なし)</p>
	<p>会 長 いらっしゃらないようですので、市議会選出の4名の委員さんでお話し合いいただき、選出いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>会 長 異議なしということですので、市議会選出委員の方々には、別室を用意してありますので、よろしくをお願いいたします。それまで暫時休憩します。お話し合いをお願いいたします。</p> <p>(市議会選出委員協議結果発表 稲垣委員を副会長とする)</p>
	<p>会 長 お話し合いの結果、稲垣委員さんを副会長ということでございます、皆さんいかがでしょうか。</p> <p>(各委員賛成)</p>
	<p>会 長 皆様のご賛同をいただきましたので、副会長には稲垣委員さんに決定させていただきます。どうもありがとうございました。</p>
	<p>事務局 ありがとうございます。それではお手数ですが、稲垣委員さんには副会長席へ移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで、稲垣副会長にご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(副会長あいさつ)</p>
	<p>事務局 ありがとうございます。</p> <p>これより審議へ移らせていただきますが、本審議会は、座間市協働まちづくり条例第12条の規定に基づき、会議の全部又は、一部を公開することとされていますので、ご了承をお願いいたします。</p>
<p>事務局 それでは、本日の議題であります、座間都市計画生産緑地地区の変更(案)につきまして、都市計画法第19条第1項により、副市長から会長へ諮問をさせていただきます。</p> <p>なお、皆様のお手元に諮問書の写しをお配りしますのでご覧ください。</p>	

<p>会議の内容 ※会議 次第及び発言要旨 等</p>	<p>(副市長 会長へ諮問書の提出)</p>
	<p>事務局 恐れ入りますが、副市長は他に公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p>
	<p>(副市長退席)</p>
	<p>事務局 ここで、本日の配布資料の確認をさせていただきます。</p>
	<p>(資料確認)</p>
	<p>事務局 これからの議事進行につきましては、座間市都市計画審議会条例施行規則第5条第1項に基づきまして、議長を山本会長にお願いいたします。</p>
<p>議長 それでは、これより議題に入ります。ただ今、市長から諮問のありました、議案第1号座間都市計画生産緑地地区の変更(案)につきまして、事務局の説明を求めます。</p>	
<p>課長 それでは、議案第1号 座間 都市計画 生産緑地地区の変更(案) について、説明させていただきます。はじめに、生産緑地地区の「制度の概要」と「指定および廃止要件」について、若干、説明をさせていただきます。</p>	
<p>生産緑地地区は、都市計画法において、市街化区域内における、良好な都市環境の形成に、資する農地等の 計画的な保全を目的として決定されているものでございます。平成3年の「生産緑地法」の改正に伴いまして、平成4年度に生産緑地地区の決定が県下一斉に行なわれました。</p>	
<p>生産緑地地区の指定の要件といたしましては、市街化区域内にある農地等で、500平方メートル以上の規模の区域であること、都市環境の向上の観点から効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること等でございます。</p>	
<p>生産緑地地区の廃止の要件といたしましては、主たる農業従事者が死亡又は故障により、農業の継続が困難な場合に、土地所有者の権利救済の観点から、土地の買取りについて、市長に申し出ることができます。この場合、市長は、特別の事情がない限り時価で買取るものとされていますが、生産緑地地区は市街化区域内における農地の宅地並み課税に対する税制面での優遇や、農地等の持つ緑地機能の保全活用なども目的に含まれ制定されています。したがって、必ずしもすべて将来において公共施設として利用するために、買取るというものではございません。このため、市およびあっせん先の農業委員会で買取先がない場合には、建築行為等の制限が解除され、生産緑地地区を廃止することになります。</p>	
<p>以上が「制度の概要」と「指定および廃止要件」でございます。</p>	
<p>それでは、本年の座間 都市計画 生産緑地地区の変更(案)について、ご説明を申し上げます。議案第1号の資料1の1ページをご覧ください。</p>	
<p>まず、座間 都市計画 「生産緑地地区の変更」でございます。都市計画生産緑地地区をご覧の「表」のように変更しようとするものでございます。面積は今回の変更を行いますと約22.3ヘクタールとなります。備考欄には変更する箇所と内容を記載しております。</p>	

課 長

変更理由としましては、これまでの生産緑地地区の経過を踏まえまして、生産緑地地区の主たる従事者の死亡によりの買取り申出により5箇所の廃止、市道拡幅工事に伴う一部買取りによる縮小1箇所、土地所有者から市へ、市道用地として一部寄付による縮小1箇所の合計7箇所の廃止及び縮小を変更するものでございます。

また、新たに指定することにより、既に指定された生産緑地地区の整形化が図れるもの1箇所について拡大追加するものでございます。

次に2ページの位置図をご覧ください。今回の変更内容といたしましては、廃止が5箇所、縮小が2箇所、追加が1箇所となっております。

それでは、個別にご説明いたします。まず「廃止」箇所について説明いたします。

資料1の3ページの上部に案内図①と振っております、図をご覧ください。まず、箇所番号 27 広野台二丁目4, 978番地1の箇所についてご説明いたします。

位置関係ですが、図面中央の南北を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「座間市道38号線」でございます。その座間市道38号線の東側に黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。

今回、この黄色の区域、約1,850平方メートルを廃止しようとするものです。この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありました。公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。

また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

次に箇所番号 94 座間二丁目3152番地の箇所についてご説明いたします。資料1の4ページの上部に案内図②と振っておりますので、図をご覧ください。

位置関係ですが、図面左側の南北を結ぶ、茶色で示してあります道路が「主要地方道町田厚木線（都市計画道路相模原座間線）」でございます。また、近隣には「市立座間小学校」があります。その主要地方道町田厚木線の東側に黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。

今回、この黄色の区域、約783平方メートルを廃止しようとするものです。この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありました。公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。

また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

次に箇所番号100 南栗原一丁目3137番地1の箇所についてご説明いたします。資料1の6ページの上部に案内図④と振っておりますので、図をご覧ください。

位置関係ですが、図面中央の東西を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「国道246号大和厚木バイパス」でございます。また、近隣には「栗原幼稚園」があります。その国道246号の南側に黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。

今回、この黄色の区域、約3,039平方メートルを廃止しようとするものです。この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありました。公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。

また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

次に箇所番号172 栗原1303番地1の箇所についてご説明いたします。資料1の9ページの上部に案内図⑦と振っておりますので、図をご覧ください。

会議の内容 ※会議  
次第及び発言要旨  
等

課 長 位置関係ですが、図面中央の南北を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「座間市道50号線」でございます。また、近隣には「市立相武台東小学校」があります。その座間市道50号線の東側に黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。

今回、この黄色の区域、約542平方メートルを廃止しようとするものです。この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありました。公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。

また、農業委員会にあつせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

次に箇所番号173 栗原中央三丁目3055番地1の箇所についてご説明いたします。資料1の10ページの上部に案内図⑧（まるはち）と振っておりますので、図をご覧ください。

位置関係ですが、図面中央、水色で示してある「一級河川目久尻川」が流れております。その目久尻川の北側に黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。

今回、この黄色の区域、約2,157平方メートルを廃止しようとするものです。この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありました。公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。

また、農業委員会にあつせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

続きまして、「縮小」です。

箇所番号99 入谷三丁目3396番地4の箇所についてご説明いたします。資料1の5ページの上部に案内図③と振っておりますので、図をご覧ください。

位置関係ですが、図面中央の東西を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「座間市道4号線（都市計画道路座間南林間線）」でございます。この箇所は、緑色と黄色の区域を合せた指定面積約1,480平方メートルの黄色を廃止し緑色の区域の面積約1,340平方メートルに縮小しようとするものです。

この箇所につきましては、市道拡幅工事に伴う一部買い取り要望により、縮小しております。

次に、箇所番号130 栗原中央四丁目3101番地2の箇所についてご説明いたします。資料1の7ページの上部に案内図⑤（まるご）と振っておりますので、図をご覧ください。

位置関係ですが、図面上方、水色で示してある「一級河川目久尻川」が流れております。

その目久尻川の南側に表示した箇所が縮小となります。この箇所は、緑色と黄色の区域を合せた指定面積約2,180平方メートルの黄色を廃止し緑色の区域の面積約2,150平方メートルに縮小しようとするものです。

この箇所につきましては、土地所有者から市道用地として市への一部寄付により、縮小しております。

続きまして、追加（拡大）についてです。

本市では、年1回、追加指定に関わる相談窓口を2週間開設しています。その期間に相談された農地が、生産緑地法第3条及び「座間市生産緑地地区指定運用基準」に該当するかを審査いたします。

主な審査基準は、「都市環境の向上の観点から、公共施設用地として、計画的に確保すべき農地等であること。」「良好な都市環境の形成を図る上で必要と認められる一団の農地等であること。」などで、その他基準を満たしている農地であれば、追加指定申出書を提出して、県との協議や縦覧などの手続きをした後、都市計画審議会に付議されます。

会議の内容 ※会議  
次第及び発言要旨  
等

- 課長 今年は、平成26年5月16日から5月30日まで、相談窓口を開設し、1件の追加指定申出書が提出されました。
- それでは、引き続きご説明いたします。  
箇所番号 130 栗原中央四丁目3100番地1、栗原中央四丁目3、100番地3の箇所についてご説明いたします。資料1の8ページの上部に案内図⑥と振ってございますので、図をご覧ください。  
位置関係ですが、図面上方、水色で示してある「一級河川目久尻川」が流れております。  
その目久尻川の南側に表示した箇所が追加（拡大）となります。この箇所は、はだ色と緑色の区域を合せた指定面積約2,150平方メートルの緑色にはだ色の区域の面積約68平方メートルを追加した指定面積約2,220平方メートルに拡大したものです。
- この箇所につきましては、土地所有者から生産緑地地区追加指定（拡大）の申し出により追加をしております。なお追加指定基準（5）②、追加指定運用基準3（2）に該当しております。  
新たに指定することにより、既に指定された生産緑地地区の整形化が図られるものと考えております。  
以上が、廃止・縮小及び追加（拡大）の説明でございます。尚、資料1の11ページに今回の対象となります生産緑地地区内農地等一覧表ならびに資料1の12ページから14ページにこれらの箇所の個別の経緯書になりますので、ご覧頂きたいと思っております。
- 続きまして、資料1の15ページをご覧ください。今回の変更内容を整理させていただきますと、変更を予定しておりますのは、廃止が5箇所、縮小が2箇所、追加（拡大）が1箇所となります。  
面積は、差し引きしますと、廃止により8,370㎡、縮小により160㎡、追加（拡大）により70㎡合計8,460平方メートルの減少となります。  
座間市全体の指定状況といたしまして、生産緑地地区指定箇所数は、変更前が、180箇所、今回、廃止が5箇所となり、変更後が、175箇所となります。  
指定面積は、変更前の231,280㎡が、変更後は222,820㎡となります。  
また市街化区域内 農地の内「生産緑地地区」の占める割合は、市街化区域内農地面積全体に対し、変更前の51.7%が、変更後は51.5%となります。  
以上が、座間 都市計画 生産緑地地区の変更（案）の内容でございます。なお、案の縦覧結果につきましては、都市計画法第17条に基づき、平成26年10月15日から10月29日まで、案の縦覧を行いました。その結果、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。
- 以上で、座間 都市計画 生産緑地地区 の 変更（案）についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただ今説明がありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。
- 委員 廃止のことについてお伺いしたいのですが、農業委員会から斡旋が行われたが不調に終わったとのことでしたが、斡旋はすべての生産緑地について行われたのでしょうか。
- 課長 時期はそれぞれ異なりますが、すべて斡旋は行われました。
- 委員 ありがとうございます。もうひとつ伺いたいのですが、地区番号130番の生産緑地は一部縮小と追加が同時行われていますが、これについて経緯を教えてください。

会議の内容 ※会議  
次第及び発言要旨  
等

課 長 130番は目久尻川沿いに面しており、かつての神奈川県による河川改修工事の際に管理用道路が整備されました。その後、この管理用道路を市道として認定して欲しいという要請がありましたが、当時の状況では認定基準に達しておらず難しいということで、しばらくそのまま保留としておいた時期がございました。

その後平成6年に受納取扱要綱が一部改正され、車返しを設ければ市道認定が可能という状況になった為、平成7年に所有者から今回の縮小部分にあたる車返し部分を市へ寄付するという申出があり、市も受納いたしました。

しかし、今回の拡大箇所にあたります同130番で、農地であったが生産緑地の指定を忘れていた部分を一部追加指定したい、という申請を受けた際に、調査の段階で車返し部分の寄付が生産緑地の解除を経ずに行われていたことが判明いたしました。

そのため、今回130番は追加と廃止を同時にやらせていただく形となりました。本来ならばこういった道路と都市計画に関することは、両者がもっとしっかりと連動すべきことなのですが、ともあれ現況のような状態が判明した以上速やかに対応させていただいた、という状況でございます。

委 員 ありがとうございます。

議 長 他にありますか。他に質疑がなければ以上で質疑を終結し、採決したいと思います。座間市都市計画審議会 議案第1号 座間都市計画生産緑地地区の変更(案)について、賛成の方の挙手を求めます。

#### 賛 成 者 挙 手

議 長 挙手全員でございます。よって、座間都市計画生産緑地地区の変更案につきましても、原案のとおり可決いたします。

議 長 続きまして、答申の方法につきましても、ご意見をいただきます。

(会長・副会長に一任)

議 長 ただ今、会長・副会長に一任というご意見がありましたが、これについてご異議ありませんか。

#### 【 異 議 な し 】

議 長 異議なしと認めます。よって、答申の方法につきましても、副会長と相談のうえ行わせていただきます。

つきましては、皆様に答申の写しをお配りしましたとおり、後ほど副会長と共に副市長へ答申をさせていただきます。

続いて事務局より、報告第1号「第7回線引き見直し」について、事務局の説明を求めます。

課 長 それでは、報告第1号「第7回線引き見直し」について、説明させていただきます。お手元の報告資料2-1から4、を基に説明をさせていただきます。

これまで、神奈川県とのヒアリングを5回行っております。座間市の方針としては、第6回を基本ベースとし、加筆修正を行い対応することと考えておりますので、大筋の内容をご説明いたします。

変更の内容ですが、「市街化区域及び市街化調整区域の区域区分」につきましても変更ございません。人口の予測については、平成37年の人口を123,000人としております。

会議の内容 ※会議  
次第及び発言要旨  
等

課 長 続いて報告資料2-1 整備、開発及び保全の方針につきまして、変更箇所につきまして資料に基づきご説明させていただきます。  
先にご配布いたしました新旧対照表をご覧いただきたいと思います。左側の新となっているものが変更案で、右側の旧が現在のものです。  
一番下に、ページをふっておりますのでご確認ください。座間・整開保-1 となっております、1ページから7ページについては県央都市圏域の都市計画の方針が神奈川県作成の基、記載されております。  
それでは、座間・整開保-8ページをお開きください。下線を引いた部分が今回変更するところです。

第7回の見直し作業では、社会構造の変化によって構成等は多少変わっておりますが、座間市においては都市計画の方針の大きな変更点はございません。  
「(1) 都市計画区域の範囲」は、平成9年3月28日から1,758ヘクタールとなっているもので、第7回見直しにおいても変更はございません。

座間・整開保-10ページ「(2) 区域区分の方針、①、ア 人口の推計」につきましては、平成37年の都市計画区域内人口については、平成26年3月に示された「社会環境の変化に伴う新たな政策課題について」(神奈川県総合計画審議会推進評価部会)における地域政策圏別の推計人口や国立社会保険・人口問題研究所の推計人口等を踏まえ、平成22年の国勢調査データを基に推計を行った、おおむね123,000人としています。  
また、イ 産業の規模については、平成37年の工業出荷額については、神奈川県の平成22年から平成24年までの工業統計調査における製造品出荷額の伸びの実績を基に推計を行った。平成22年および平成37年の卸小売販売額については、神奈川県の平成14年から平成19年度までの商業統計調査における年間商品販売額の伸びの実績を基に推計を行っています。市街化区域の規模は、おおむね1,253ヘクタールとし変更ありません。

座間・整開保-11から14ページの「4 主要な都市計画の決定の方針」は都市マスタープランで描かれている土地利用構想を記述いたしております。また、人口減少に転じることが予測されていることから、将来における集約型都市構造化に備えた持続可能な都市づくりについて記述しております。

座間・整開保-15、16ページ「(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」となりますが、①交通体系の整備・保全の方針について、具体には交通計画を参考に交通体系全般をまとめ、道路網、鉄道網、交通結節点等の交通施設の整備及び交通管理の基本的な考えを明示しており、また、保全についても既存施設の更新や維持管理など、保全に関する方針を記載しております。  
主要な施設の整備目標については、「③主要な施設の整備目標」おおむね20年後の整備水準を踏まえ、主要な施設ごとに、市街地内の空間形成の機能等に配慮して、配置を考え示しております。主要幹線道路、幹線道路については、都市計画運用指針の「2 道路の都市計画の考え方」を参考に示しております。

同じく座間・整開保-17、18ページ下水道及び河川の都市計画の方針は、大きな変更はありませんが、都市の安全、環境、衛生、アメニティ等の向上の観点から踏まえた整備のあり方を示しており、また、同じく保全に関する方針を記載しております。

同じく、その他の都市施設の都市計画の決定の方針についても、交通施設、下水道及び河川のほか、必要に応じて当該都市の活動にとって特に重要と考えられる都市施設について、都市計画を定めることにより整備を行うものはその基本的な考えを記載しており、大きな変更はありません。



会議の内容 ※会議次第及び発言要旨等

課長 座間・整開保 - 20ページ「(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、地区中心商業地及びその周辺整備は、その地区整備方針にそって、面整備、共同化等と基盤施設の整備を図っております。

座間・整開保 - 21から24ページ「(4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」は、座間市緑の基本計画でございます。この緑の基本計画が平成25年3月に改訂され、「多様な緑を感じて暮らし続けるまち座間」の将来像の内容に併せ大きく変更しております。

また、座間・整開保 - 25ページについては、第6回では「4 環境共生型等都市整備の方針」となっておりましたが、神奈川県都市計画審議会の学識経験者をメンバーとした「第7回線引き見直しに向けた検討会」を設置した平成25年4月の提言書より都市計画行政における県の役割を担える「整開保」として再構成を図るべきであり、都市計画区域の間で広域調整課題を共有するために「整開保」の広域化を図ることが必要です。

また、広域調整課題に応じて柔軟に対応できる整開保を策定することも必要であると考えます。さらに、「かながわ都市マスタープラン」における県土・都市づくりの方向性である「環境共生」「自立と連携」を広域調整課題への方針・施策等の要として「整開保」に盛り込むべきであると提言で示され、今回の重点的な取組みとして、「整開保」の広域化と市町への都市計画決定権限の移譲が進められる一方、より広域的な課題への対応が県に求められていることなどを踏まえ、「整開保」を広域化することにより広域調整機能を強化し、県と市町との役割分担を明確にすることを受け、「広域都市圏域の目標」については県が主体的に計画書案を作成するものとする、となっておりますので削除となっております。

座間・整開保 - 26、27ページ「5 都市防災に関する都市計画の決定の方針」については、「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）」や「県地域防災計画」の修正を受けて、津波災害への備えを明示しております。なお、県決定である関係上、全体の構成及び県全体に係わる文章表現につきましては、国との協議を経て、県全体で調整が図られます。

続いて報告資料2 - 2 都市再開発の方針でございます。「都市再開発の方針」とはどのようなことなのか簡単に説明させていただきます。

都市再開発の方針は、都市再開発法第二条の三に基づき市街化区域に定めるとされています。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において示された当該都市の将来像と、現況の都市利用が著しく異なる地区や、低・未利用など土地の合理的な高度利用を図るべき地区など、計画的な再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区について、都市再開発の方針を積極的に定めるものとしております。また、市街地再開発事業などを予定する地区だけでなく、再開発等促進区を定める地区計画等の活用を検討する地区においても、同様とされています。

都市再開発の方針を定めるにあたっては、中心市街地の活性化、木造密集市街地の整備改善、都市の低炭素化及び集約型都市構造などに配慮するものとしております。既に、都市再開発の方針を策定済みの都市計画区域においては、その内容を見直すとともに、未策定の都市計画区域においては積極的に定めるよう努めるものとしてされています。また本市においては、市街地再開発事業については大きな変更はございません。

小田急相模原駅周辺地区におきまして、民間再開発事業の支援を行っております。ZF - 2地区「A街区及びB街区」が平成23年度に完了いたしておりますので削除しております。引き続きZF - 5地区の取り組みを行うこととしております。

また、相武台前駅周辺地区の面積を住生活基本計画の重点供給地域に併せて、面積減としています。元々は市の玄関口である相武台前駅周辺の整備のほか、駅と市の中心施設を結ぶ路線の整備を見据えて区域設定を

会議の内容 ※会議  
次第及び発言要旨  
等

課 長 していたものです。現在までに都市計画道路3・5・4緑ヶ丘大塚線が概成済みとなっており、駅と中心施設との連携が図れつつあることを踏まえ、区域の再検討を行った結果、既存の住生活基本計画における重点供給地域に併せて区域設定を変更しております。

続きまして、報告資料2-3「住宅市街地の開発整備の方針」について、ご説明いたします。同じく、簡単に「住宅市街地の開発整備の方針」について説明させていただきます。

住宅市街地の開発整備の方針は、大都市における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法第4条に基づき定めるとされております。

策定に当たっては、住生活基本法第17条第1項に基づく都道府県計画（神奈川県住生活基本計画、平成24年3月改定）のうち、第2項第6号で定める計画期間内において住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（重点供給地域）に関する事項に係る部分に適合するよう定めるとされております。

開発整備の目標等の記載については、大きな変更はございません。

座間・住宅-3、ページ、「2 重点地区の整備又は開発の計画の概要」の重点地区地域についてなのですが、緑ヶ丘二丁目北地区を今回削除したいと考えております。

理由といたしましては、神奈川県住生活基本計画において、重点供給地域設定の類型としては、既成市街地内の新規住宅地、市街化区域内農地型の地域として、当初は用途地域を第一種低層住居専用地域から第一種住居地域に変更し、地区計画で幹線道路沿いの沿道利用地と低層住宅地に分け公園等の地区施設を整備し良好な住宅地を整備する方針で重点地区を定めておりました。しかしながら、地権者等の意思統一、合意形成が図れず、当初地域の約37%あった農地も個々の住宅造成等で17%と半分以下に分散され都市的未利用地も46%から28%に減少し重点地区としての意義が自然消滅しているような状況でありますので、現在、削除を行う旨、県と協議を繰り返しております。

最後に、お手元の報告資料2-4になりますが、今後のスケジュールについては、当初より2か月ほど遅れたおり、神奈川県とヒアリングを行ってきました市案の提出を11月末に県に行い、線引き等調整会議などを開き、来年1月から県と国との事前調整を行い、平成26年度末には県素案確定、平成27年度に都市計画法手続き、平成28年度夏頃、変更告示となる予定です。簡単ですが、これまでの経過および内容について説明させていただきました。以上で、報告第1号「第7回線引き見直し」についての説明となります。

議 長 ありがとうございます。ここで一旦休憩を取らせていただいたのち、質疑にうつりたいと思います。

(10分休憩)

議 長 それでは休憩を解きまして、ただ今説明がありました第7回線引き見直しについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。

委 員 資料を見ますと神奈川県の指針として海老名駅周辺の大きな開発地などの整備を進めることが書かれていますが、このようなもともとの地盤が弱い地域にそういった開発を進めるのは、安全上どうなのでしょう。実際地震が起きた場合、被害が甚大なものになるのではないかと思います。そういったことは勘案されているのか、よく聴いておいて欲しいと思います。

また資料の別のページ、目久尻川周辺のことについてですが、当地の方針として斜面緑地等の保護が謳われていますが、実際斜面の下にはだいたいの宅地が増えてきておまして大雨等の拍子で木が倒れたり、地すべりが起きるのではないかと、そうなったら誰が責任をとるのか、といった

<p>会議の内容 ※会議次第及び発言要旨等</p>	<p>委員 不安の声をしばしば聞き及びます。なので、斜面の利用方針や保全についてよくよく検討検証をお願いします。</p> <p>それと、都市計画道路についてですが、昭和30年来の計画などもあり、現実的に整備をすすめるのであれば、当地の建築確認は通さないなどのしっかりとした方針を定めるべきではないでしょうか。</p> <p>また昨今は本来の工業地域も減ってきておりまして、工場の周辺に住宅が増えている現状もあり、騒音などの問題も出てきています。工業地域の工業を守るのであれば、住宅やマンションは作らせず、周辺同様の工場を誘致するなどの施策が必要かと思います。以上、私からの要望です。</p>
	<p>議長 他にございますか。</p>
	<p>委員 資料を見ますと例えば、広野大塚線や緑ヶ丘林間線など、都市計画道路によってはある地点までは整備できても、それより先は整備の実現が難しいものがあるかと思います。ただいま相武台南口周辺について説明がありましたが、こちらは緑ヶ丘林間線にも関わってくるものかと思います。実際、この計画は線形的にも難航しているようですが、計画を変更せずに矛盾をどう解決していくのか、あるいは計画を変更していく余地があるのか、どのように考えているかお伺いします。</p>
	<p>課長 具体的な協議はまだしておりません。資料中の計画道路は、重要と考えられるものを挙げていますが、必ずその路線のとおり整備するか否かというのはまた別の話となります。それぞれ様々な理由がありますが、その路線の必要性等、地域との話し合いを通して、状況を鑑みながら計画について検討していくべきものと考えております。</p> <p>また、たしかに相武台南口のアクセスの悪さはありますが、面整備やガイドについては意思表示をしなければならないことであり、それが「整備開発の保全の方針」の意義であるものと考えております。それを踏まえて冒頭に戻りますと、具体的な都市計画を変更するか否かといいますよりも、どの都市計画道路やエリアが非常に重要であるということはこの資料で示し、今後具体的に協議していくという状況でございます。</p>
	<p>議長 他にございますか。</p>
	<p>委員 さきほどの栗原東部のお話で、線引きの見直しはされないということですが、昨今駐車場や墓地などが増えている現況を散見しておりまして、農業がやりにくいという話を度々耳にします。現況のままでは現実的に農業委員会としてもそういった土地利用を許可するほかない状況でもあり、農業を保全するためにも、条例なりの手段でなにか対策を講じて欲しいと考えています。以上要望なのですが、検討をお願いいたします。</p>
	<p>課長 要望をしっかり受け止めさせていただきます。現在、栗原東部の土地利用方針のなかでも、旧来の集落と農地や緑地保全についてそれぞれの要素を考慮しつつ調整を進めておりますので、今後都市計画制度や条例などより具体的な検討を進めていきたいと思っております。</p>
	<p>議長 他にございますか。</p>
<p>委員 リニア新幹線についてですが、これによって交通の流れも大きく変わってくるものかと思いますが、玄関口となる橋本に至るまでの輸送機関の状況や、現況の市道整備の計画だけで追いつくのでしょうか。また市道の道路計画にどのように影響していくのでしょうか。</p>	
<p>課長 リニアにつきましては、玄関口となる橋本へ至るJR相模線の輸送力をどう強化するかというのが、交通軸整備の要であると考えております。その整備に伴う相模線へのアクセスに係る道路の問題については検討が必要となると思いますが、全体的な道路計画としては、影響はないものと考えております。</p>	

会議の内容 ※会議次第及び発言要旨等	議長	よろしいですか。他にございますか。
	委員	目久尻川沿いの斜面緑地の保全についてですが、ご存じかもしれませんが、現況すでに木が切られ斜面の緑地がなくなってしまっている箇所があります。この状況を踏まえすと、もはや保全というよりも再生しなければならないと考えてしまうのですが、この「保全を図る」と言われているところの見解といたしますか、意図についてお聴かせください。
	課長	地域的に見ますと、同じ目久尻川沿いでも調整区域と市街化区域で差が出ております。実際のところ、無くなってしまった部分については再生や修繕というような言い方をしたほうがよいかと思いますが、それを実現するためには、まずそもそもあった川沿いの原風景をイメージしておく必要があるかと思えます。そのために現状残っている部分は保全し、今後再生・修繕などの現実的な話につなげていこう、という趣旨で書かせていただいております。
	委員	ありがとうございます。ただ、ひとつだけ申し上げたいのは、さきほど別の委員さんから斜面緑地の災害について誰が責任をとるのかというお話がありましたが、そういった点まで議論していかないと、保全しようという地主さんはいないのではないかと思います。以上です。
	議長	他にございますか。
	委員	都市計画を考える上では、人口という大きな要素があると思えます。この人口の要素を正確に勘案しなければ、適正な都市計画の策定は難しいものと思えます。実際のところ資料に従いますと座間の人口推計は2010年でピークは越えております。また座間は市内で働く人が少ない、つまり朝に市外へ出て行き夜帰ってくるような状況のためコミュニティが形成しづらいという状況や、また流通も激しくベッドタウン化しているということ、さらに神奈川県全体の話でもあるのですが全国的に見ても神奈川県は女性の未婚率が高かいことや既婚女性のお産をすまされる度合いがやや低いなどの特徴がありまして、以上のような3つの人口減少をもたらす現象が起きております。またそのなかでも座間は女性働きに出るかたが少なく、女性参画が進み辛い環境がある、ちょっときつい言い方ですが、そういった特徴があるものと考えております。 こういった座間の特徴に照らしたうえで、人口等に偏りが出るのは当然のことなのですが、その偏りをどう是正していくのか、人口が今後減っていくなかで、市内の人口配置についてこういった計画をお考えなのか伺いたいです。
課長	非常に難しい、またタイムリーな重要な問題であると思えます。今回の神奈川県計画においては、コンパクトシティつまり集約化への「備え」という立場をとっております。 また当市の状況としましては、東部の相模が丘のような人口が過密な地域もあれば、西部の新田・四ツ谷のように人口密度が比較的低い地域もございます。このような人口密度の濃淡を生かして、公共交通ネットワークでいかにそれぞれをつないでいくかというのが重要ではないかと考えています。ただし人口密度が低い地域だからといって疎かにして良いというわけではなく、それぞれの地域特性を生かして高齢者も含めて住みやすいまちづくりを目指すのが次期マスタープラン策定へ向けての目標なのではないかと考えております。また、神奈川県が示す集約化への備えという方針にも従い、当市でも当市の状況にみあった独自の方策を検討して行く必要があるものと考えております。十分な回答ではございませんが、以上でございます。	
委員	ありがとうございます。ただいま課長がおっしゃられたように、人口の濃淡というのはどうしても出てきてしまうと思うのですが、やはりネットワークづくりというのが非常に重要だと思います。	

<p>会議の内容 ※会議 次第及び発言要旨 等</p>	<p>委員 かつて右肩あがりの時代ではどこでも同質のサービスを提供するのが理想とされた時代もありましたが、今後はいかに濃淡の差でサービスの質を変えないようにできるかが課題となっていくと思います。</p>
	<p>議長 他にございますか。</p>
	<p>委員 ただいま課長さんのお話のなかで、高齢者が住みやすいまちづくりというお話が出てまいりましたが、それについてひとつ意見を述べさせていただきます。 例えば相模原市の事例をとりあげると、小田急相模原周辺での比較でございますが、相模原市側と座間市側では明らかに活気に差があります。高齢者が住みやすいまちづくりを目指すのであれば、まずは若い世代の人たちを呼び込めるようなまちづくりが必要なのではないのでしょうか。若い人たちが増えれば、それだけ税収も増え、福祉政策の充実にもつながり、結果的に高齢者も住みやすいまちづくりが実現できるのではないかと私は考えます。</p>
	<p>課長 そのとおりであると私も思います。ご意見ありがとうございます。</p>
	<p>議長 他にございますか。</p>
	<p>委員 先ほどから課長さんから、高齢者の住みやすいまちというお話が度々出ていますが、ただいまの別委員さんからの話とおおり、若者を呼び込むことが肝要であると私も思います。</p>
	<p>議長 他にはございますか。他にないようですので、これで報告第1号を終わります。色々なご意見ありがとうございました。 以上で、本日の議題事項につきまして、全て終了いたしました。その他としまして、事務局から何か、ありますか。</p>
	<p>事務局 特にありません。</p>
	<p>議長 それではこれをもちまして、本日の予定はすべて終了いたしました。答申につきましては、副会長と共に市長へ答申をさせていただきます。これからの進行は事務局にお返しします。</p>
	<p>事務局 ありがとうございます。 最後に閉会の挨拶を都市部長よりお願いします。</p>
<p>(都市部長挨拶)</p>	
<p>事務局 ありがとうございます。以上で本日の会議は終了とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。</p>	